

依頼者等の本人確認等に関する規程	補 足 説 明
<p>(目的)</p> <p><b>第 1 条</b> この規程は、山形県司法書士会会則第 9 2 条の 2 に定める依頼者及びその代理人等の本人であることの確認等並びに記録の作成、保存等について必要な事項を定め、もって司法書士法上の職責及び会則に基づく本人確認等の適正な実施を図ることを目的とする。</p>	<p><b>【第 1 条 (目的)】</b></p> <p>本規程は、会則における本人確認及び意思確認の義務等の執務に必要な基本的な事項を定めるものである。</p> <p>また、本規程は、犯罪による収益の移転防止に関する法律（以下「犯罪収益移転防止法」という。）に基づく特定業務に関する特定取引（委任契約締結時）における本人確認及び特定受任行為（手続又は行為）を代理・代行した場合の内容確認（取引確認）並びにそれらの記録作成の基準を一部取り入れている。</p> <p>不動産登記法における本人確認情報作成の場合の本人確認及び犯罪収益移転防止法に規定する特定業務における本人確認等の方法は、罰則規定を伴う強行法規であるので、その遵守は強制されている。</p> <p>司法書士には、司法書士法第 2 条における職責としての本人確認・意思確認の義務があるが、その義務違反については、法務大臣による「司法書士等に対する懲戒処分に関する訓令（法務省民二訓第 1081 号）」において、懲戒処分の量定として「2 年以内の業務の停止又は業務の禁止」との厳しい処分基準が示されている。</p> <p>法務局の懲戒処分事例の理由において述べられている本人確認方法の基準は、①依頼者との面談、②依頼者の固有情報（生年月日、干支、家族構成等）の聴取、③本人確認資料（運転免許証等）による実在性・同一性・適格性の確認とされている。</p> <p>犯罪収益移転防止法における本人確認は、依頼者等の実在性・同一性の確認とされるので、司法書士法上の職責として求められる本人確認の方が重大で専門性も高い。</p> <p>本人確認の方法として、面談を原則的方法</p>

依頼者等の本人確認等に関する規程	補 足 説 明
	<p>とするのはいずれの場合にも差異はない。</p> <p>しかし、司法書士の実務において、すべての業務受託において、本人確認方法を面談に限定することは實際上困難な局面もあり、また、転送不要の書留郵便扱いでの文書送付などの慎重な本人確認だけでは、経済性・迅速性の社会的要請や取引の動的安全の保護に反する結果ともなりかねない。</p> <p>具体的な業務において個別に対応しなければならない場合を考慮し、本規程に規定された本人確認方法のほか犯罪収益移転防止法における他の方法による本人確認を採用できる余地を認めるために、また強行規定の適用されない司法書士業務の本人確認等について対応するために、司法書士の職責に基づく適切な方法も選択できるようにしている。</p> <p>なお、適切な方法を選択したとしても、本人確認・意思確認が不十分であった場合には、結果責任としての懲戒処分は免れないこともあるので、本人確認等については慎重な判断と対応が求められることはいうまでもない。</p>
<p>(定義)</p> <p><b>第2条</b> この規程における用語の意義は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 依頼者とは、会員に対して事務の依頼をする自然人又は法人をいう。</p> <p>(2) 代理人等とは、法定代理人、法人の代表者、法人の業務権限代行者、法人の代表者以外の役員、商業使用人、任意代理人又は使者等をいう。</p> <p>(3) 依頼者等とは、依頼者及びその代理人等をいう。</p> <p>(4) 本人確認とは、依頼者及び代理人等の本人であること並びに依頼者が依頼された</p>	

依頼者等の本人確認等に関する規程	補 足 説 明
<p>事務における適格な当事者であることの確認をいう。</p> <p>(5) 意思確認とは、依頼の内容の確認及びその内容に基づく事務についての依頼の意思を確認することをいう。</p>	
<p><b>(本人確認等の対象)</b></p> <p><b>第3条</b> 本人確認及び意思確認すべき対象者は、以下のとおりとする。</p> <p>(1) 本人確認の対象者は、依頼者等とする。ただし、依頼者が国、地方公共団体、人格のない社団又は財団及びこれらに準ずるもの場合は、その代理人等を依頼者とみなす。</p> <p>(2) 意思確認の対象者は、依頼者（前号の規定により依頼者とみなされた代理人等を含む。）又はその代理人等であって依頼内容に係る事務について代表権若しくは代理権を有する者その他これに準ずる者とする。ただし、当該対象者が代理人等（法定代理人又は法人の代表者を除く。）である場合において、当該代理人等の言動、受領した書類等の内容から、依頼者（法定代理人又は法人の代表者を含む。）の意思を疑うに足りる事情があるときは、依頼者の意思確認をしなければならない。</p>	<p><b>【第3条（本人確認等の対象）】</b></p> <p>本人確認の対象者は、依頼者だけでなく、代理人等も含まれる。</p> <p>ただし、使者というのは依頼事務の任にあたっている自然人をいい、例えば、銀行カウンター内において、単に書面等の取次ぎ、伝言等をするだけの者（単なる使者）はこれに含まれない。</p> <p>意思確認の対象者については、代理制度（私権の拡張）を尊重する立場から、代理人の意思表示は本人に帰属することを前提に、原則代理人等だけとする。</p> <p>ただし、代理人等であっても、単なる使者等その意思表示の効力を本人に帰属させることが適当でない者は、意思確認の対象者に含まれないことはいうまでもない。</p> <p>また、代理人等の言動等に不審を抱いた場合は、依頼者本人の意思確認も必要となる。</p> <p>なお、代理人等だけの意思を確認して問題ないと判断できる場合でも、慎重を期するために依頼者本人の意思確認を妨げるものではない。</p> <p>法人の本人確認及び意思確認については、依頼主体である法人自体を依頼者とし、依頼の意思表示を行う主体（自然人）を代理人等として区分した。</p> <p>この理由は、例えば、金融機関から抵当権等の担保権設定登記を受託する場合に、依頼者は当該金融機関であり、依頼の意思を聴取する対象者としては、その金融機関（法人）</p>

依頼者等の本人確認等に関する規程	補 足 説 明
	<p>の代表権を有する者（代表取締役、支配人）に面談することは殆どないことから、通常は貸付係等の融資担当者となるためである。</p> <p>つまり当該融資担当者を商法第25条1項の商業使用人とみなして、当該依頼事務の代理権を有する者として、当該担当者の本人確認及び意思確認で足りることにして、現行実務に沿った取扱いにしている。</p> <p>犯罪収益移転防止法での本人確認は、依頼者等を特定（実在性・同一性の確認）することに主眼があるが、司法書士の行う本人確認は、依頼者等の特定とともに依頼された事務に対する当事者適格の有無の判断、代理権の存否等を含む。</p> <p>意思確認では、意思能力・事実聴取・手続選択・手続依頼の意思を確認することとなるが、犯罪収益移転防止法ではそれらの確認を求めている。</p>
<p><b>（本人確認の方法）</b></p> <p><b>第4条</b> 本人確認は、次の方法による。</p> <p>(1) 依頼者等が自然人である場合</p> <p>ア 依頼者等と面談し、第7条第1項に定める本人確認書類の提示を受ける方法</p> <p>イ 上記アの方法によらない合理的理由がある場合には、第7条第1項に定める本人確認書類又はその写しの送付を受けて当該書類の写しを第6条に定める記録に添付するとともに、当該確認書類に記載された住所に宛て、当該依頼者等に対し、転送不要扱いの書留郵便（簡易書留郵便含む。）等により文書送付を行い確認する方法</p> <p>ウ 上記ア及びイの方法によらない合理的理由がある場合には、司法書士の職責に照らし適切と認められる方法</p>	<p><b>【第4条（本人確認の方法）】</b></p> <p>●【特定業務及び特定業務以外の業務に共通する確認方法】</p> <p>アの方法を原則とする。依頼者等との面談が本人確認の最善の策であるからである。これは、特定業務であっても特定業務以外であっても変わるものではない。アの方法によらない合理的理由については、緊急性（時間）あるいは遠隔地（空間）その他の特殊事情が考えられるほか、面談する妥当性のない場合もあることを想定しているが、それでも本人の真意に基づく依頼であることを確認するために、本人への文書（委任状、受託通知書等）の送付により、手続等の依頼のあった事実を依頼者等に通知して確認すべきである。</p> <p>依頼者等が法人である場合は、第4条1項2号による法人の実在性及び同一性の確認</p>

依頼者等の本人確認等に関する規程	補 足 説 明
<p>(2) 依頼者等が法人である場合</p> <p>ア 法人の代理人等と面談し、当該法人の登記事項証明書若しくは印鑑登録証明書の提示を受ける方法又は当該法人の会社法人等番号の提供を受けて、当該番号に基づき、当該法人の登記情報等により確認する方法</p> <p>イ 上記アの方法によらない合理的理由がある場合には、法人の代理人等から当該法人の登記事項証明書若しくは印鑑登録証明書又はその写しの送付を受け、又は当該法人の会社法人等番号の提供を受けて、当該書類の写し又は当該番号に基づき、当該法人の登記情報等により確認したことを証する書面（以下「法人等確認書類」という。）を第6条に定める記録に添付するとともに、当該法人等確認書類に記載された本店、主たる事務所又は支店等に宛て、転送不要扱いの書留郵便（簡易書留郵便含む。）等により文書送付を行い確認する方法</p> <p>ウ 上記ア及びイの方法によらない合理的理由がある場合には、司法書士の職責に照らし適切と認められる方法</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、既に本人確認記録のある依頼者等の本人確認については、当該本人確認記録に記録されている依頼者等と同一であることを確認する方法で足りる。</p> <p>3 前項の確認方法は、依頼者等と同一であることを確認できる書類の提示あるいは送付を受けるか又は同一であることを示す事項の申告を受ける方法とする。ただし、依頼者又はその代理人等と面識がある場合はこの限りでない。</p>	<p>に加えて、法人の代理人等について同項1号に掲げる方法による確認を行う必要がある。</p> <p>なお、この場合において、代理人等の代表権限又は業務権限等の確認が必要となるのは当然であり、その確認事項は第6条1項1号カにおいて、本人確認等の記録事項とされている。</p> <p>●【特定業務についての確認方法】</p> <p>依頼者等が自然人である場合、アの面談、イの送付による確認方法は、犯罪収益移転防止法の基準を満たすものである。</p> <p>依頼者等が法人である場合、ア及びイの方法のうち「当該法人の会社法人等番号の提供を受けて、当該番号に基づき、当該法人の登記情報等により確認する方法」は犯罪収益移転防止法の基準を満たさないことから、特定業務を受任している場合は採用することはできない。</p> <p>また、ア及びイの方法によらない合理的理由がある場合は、ウとして司法書士の職責に照らし適切と認められる方法によることができると規定しているが、特定業務の場合は、司法書士が自己の判断で適宜な方法を選択する余地はなく、犯罪収益移転防止法における確認書類及び確認方法に限定されるので注意を要する。</p> <p>なお、特定業務に関する法人の本人確認方法としては、6か月以内の登記事項証明書又は印鑑証明書の提示を受けることを原則としているが、司法書士が依頼者に代わって登記事項証明書を取得し、当該登記事項証明書をその代理人等と対面で直接確認することにより「提示」の実質を備える方法も認めるとされている。</p> <p>●【特定業務以外の業務の確認方法】</p>

依頼者等の本人確認等に関する規程	補 足 説 明
	<p>特定業務でない場合の本人確認については、ア及びイの方法によらない合理的理由がある場合は、司法書士の自己責任（裁量）による本人確認も可能としているが、それは簡便な方法という意味ではなく、依頼者等の本人確認・意思確認に瑕疵がないように慎重な対応が求められているのはいうまでもない。</p> <p>司法書士の職責に基づき適切な方法を選択する場合に、本人確認書類の送付を受けなければならないかについては、他に依頼者等の特定事項（氏名・住所・生年月日、その他の固有情報）を正確に入手している場合には不要となろう。</p> <p>依頼者等が法人である場合の本人確認については、不動産登記令等の一部を改正する政令等が施行され、資格証明情報の提供制度が改正されたことに伴い、依頼者等が登記事項証明書 of 提示に代えて、会社法人等番号を提供する場合もあると想定されるが、このような場合においては、当該番号をもとに法務省のオンライン登記情報検索サービス等を利用し、法人の登記情報にアクセスする方法等により本人確認を行うことも、特に司法書士の職責に照らし適切と認められる本人確認の方法の一つであると考えられることから、依頼者等が自然人である場合の本人確認と違う取扱いを同項第2号ア及びイに明文化している。</p> <p>第2項及び第3項は、既に確認済である者から再度の業務受託をする場合の本人確認方法を規定するものであり、その場合は既存の確認記録上の依頼者又は代理人等と同一人である旨を確認することとなる。</p> <p>確認済である者が記録上の者と同一であることを確認する場合に提示を受ける書類</p>

依頼者等の本人確認等に関する規程	補 足 説 明
	<p>は、公共料金の領収書あるいは固定資産税の納付通知書等第7条1項に定めるものに限定されず幅広く認められ、また聴取により確認済の記録と照らし合わせる等の適宜な方法が認められる。さらに、面識がある場合は本人確認を不要とするものである。</p> <p>なお、上記いずれの方法により本人確認をした場合でも、第6条4項の事項の記録は必要となる。</p>
<p>(意思確認の方法)</p> <p><b>第5条</b> 意思確認は、次の方法による。</p> <p>(1) 事務の依頼を受けるにあたり、自然人たる依頼者又はその代理人等に対し面談をする方法</p> <p>(2) 前号の規定にかかわらず、合理的理由がある場合には、依頼者等の本人確認書類の原本又は写しを取得するとともに依頼者等に対し電話をし、本人固有の情報を聴取するなどして本人であることの確認を行った上で確認を行う方法、その他これに準ずる方法であって、司法書士の職責に照らし適切と認められる方法</p> <p>2 法人の意思確認の対象者が、当該法人を代表する権限を有しない代理人等である場合は、当該法人の代表権限を有する者が作成した依頼の内容及び意思を証する書面を取得しなければならない。</p>	<p><b>【第5条（意思確認の方法）】</b></p> <p>意思確認についても、依頼者等と面談する方法を原則とする。</p> <p>面談によらない合理的理由については、前条のコメントと同じであるが、面談によらない場合には、最低でも電話により依頼者等に直接連絡して意思確認をすべきである。</p> <p>電話による本人固有情報その他事情聴取でも、相手方の声の調子や話し方、話の内容の一貫性の有無などから本人であることの確認は相当程度可能となる。</p> <p>初めての依頼者等を電話により確認する場合に、本人確認書類の送付を事前に受けておかなければ、聴取した本人特定事項等の事実を確かめる手段がないからである。</p> <p>その他これに準ずる方法として、FAXやメールの利用もありえるが、通常一度も電話もしないで、それらだけによる意思確認は十分とはいえないであろう。</p> <p>法人の場合には、通常、担当者（商業使用人）の意思確認でよいが、事務の受任・受託については、法人代表者から司法書士宛の委任状あるいは司法書士と法人代表とが調印した委託契約書等の入手が必要である。</p> <p>本条は、犯罪収益移転防止法には規定のない部分であり、正に司法書士の職責から求め</p>

依頼者等の本人確認等に関する規程	補 足 説 明
<p>(本人確認等の記録)</p> <p><b>第6条</b> 本人であることの確認及び依頼された事務内容に関する記録の記録事項は次のとおりとする。</p> <p>(1) 本人であることの確認に関する記録</p> <p>ア 本人確認及び意思確認を行った者の氏名</p> <p>イ 記録を作成した者の氏名</p> <p>ウ 依頼者又はその代理人等の氏名、住所及び生年月日（法人の場合は、名称又は商号及び主たる事務所又は本店の所在地）</p> <p>エ 確認を行った依頼事務</p> <p>オ 確認を行った方法</p> <p>カ 代理人等の場合は、依頼者との関係及び代理人等と認めた理由</p> <p>キ 本人確認書類の名称及びその特定事項</p> <p>ク 確認を行った日及び場所</p> <p>(2) 依頼された事務の内容に関する記録</p> <p>ア 意思確認の相手方の氏名</p> <p>イ 依頼を受けた事務の内容</p> <p>ウ 確認を行った日及び場所</p> <p>エ 確認を行った方法</p> <p>オ 手続等の代理、代行を行った日及び手続等が終了した日</p> <p>2 前項第1号ウの規定にかかわらず、代理人等の記録事項について合理的な理由がある場合は、氏名、役職その他の司法書士の職責に照らし適切と認められる本人を特定するに足りる事項を記録事項とすることができる。</p> <p>3 依頼が特定取引（犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成19年法律第22</p>	<p>られる意思確認である。</p> <p><b>【第6条（本人確認等の記録）】</b></p> <p>●<b>本人確認記録の基本確認事項（依頼者の特定事項）</b></p> <p>① 自然人の場合は、氏名・住所・生年月日。</p> <p>② 法人の場合は、名称（商号）・主たる事務所（本店）。</p> <p>会社については、企業再編の中で商号変更・本店移転後、子会社について元の商号・本店に変更させている場合もあるので、設立年月日は重要な確認事項であるが、任意的記録事項とされている。</p> <p>●<b>確認の対象が依頼者である場合</b></p> <p>確認の対象が依頼者である場合は、確認の方法は第3条により、「職責に照らし適切と認められる方法」が認められるが、その場合でも「氏名、住所及び生年月日」は確認することになる。一方、確認の対象が代理人等で一定の条件を満たす場合であれば、本人であることを確認する際の確認事項は必ずしも「氏名、住所及び生年月日」である必要はない場合もある。</p> <p>例えば金融機関の担当者をその店舗内で確認する場合等においては、社員証又は名刺等の確認書類により役職及び氏名等を確認することが本人確認方法として職責に照らし適切であると認められる場合は、そのような確認を行うことも可能となる。</p> <p>この場合に役職及び氏名等による確認で足りると認められるにもかかわらずほかの個人情報を取得しようとするときは、相手方の同意が必要となることにも配慮しなければならない。</p> <p>●<b>確認の対象が代理人等である場合</b></p>



依頼者等の本人確認等に関する規程	補 足 説 明
<p>号。以下、「犯罪収益移転防止法」という。）第4条第1項に定める特定取引をいう。）に該当する場合は、第1項第1号の記録事項に加え、次のアからウの事項を記録する。また、その依頼に基づいて行った事務が特定業務（犯罪収益移転防止法第4条第1項に定める特定業務をいう。）に該当する場合には、第1項第2号の記録事項に加え、次のエ、オの事項を記録しなければならない。</p> <p>ア 本人確認書類の提示を受けた日時、送付を受けた場合はその日付</p> <p>イ 依頼者等へ文書送付をした場合は、その方法及び日付</p> <p>ウ 依頼者が自己の氏名及び名称と異なる名義を用いるときは当該名義とその理由</p> <p>エ 代理等に係る財産の価額</p> <p>オ 財産移転を伴う代理等の場合は、移転先及び移転元の住所、氏名（法人の場合は、名称及び主たる事務所又は本店の所在地）</p> <p>4 第1項第1号の記録事項のうち、本人確認書類の写しを添付した場合は、当該確認書類により確認できる事項については記録しないことができる。</p> <p>5 既に依頼者等の本人確認記録がある場合は、第1項第2号、第3項エ、オ及び保存している本人確認記録を検索するための事項を記録すれば足りる。</p> <p>6 前項の記録は、既存の記録とともに、新たに依頼された事務の内容に関する記録の事務終了の日から10年間保存しなければならない。</p> <p>7 本条の記録は、検索可能としなければならない。</p>	<p>代理人等については、顧客等が自然人である場合は、顧客等の同居の親族又は法定代理人であること、委任状等を有していること又は電話を架けることその他これに類する方法等により特定取引の任に当たっていると認められる者、顧客等が法人である場合は、委任状等を有していること、身分証明書等を有していること、役員として登記されていること又は電話を架けることその他これに類する方法等により特定取引の任に当たっていると認められる者であることが必要となる（犯罪収益移転防止法施行規則第11条4項）。</p> <p>●依頼を受けた事務の内容（第1項2号）</p> <p>依頼された事務の記録（取引記録）についての記録事項は、本条第1項2号のとおりである。</p> <p>依頼を受けた事務の内容については、登記でいえば、対象物件、登記原因及び登記申請意思の確認等の事項となるが、本記録では、依頼された事務の特定ができる範囲の事項として、受託事務の種類及び相手方の氏名程度の記載を求めている。</p> <p>●犯罪収益移転防止法上の付加事項（第3項）</p> <p>犯罪収益移転防止法における特定取引の本人確認、具体的な特定業務の手續等を代理・代行した場合の依頼された事務の内容に関する記録については、付加事項が定められている。</p> <p>特に財産移転を伴う場合（売買、設立）の「財産価額とその財産の移転先又は移転元の住所・氏名（法人の場合は、主たる事務所又は本店並びに名称又は商号）」が付加事項になり、その具体的な記録は「不動産の売買</p>

依頼者等の本人確認等に関する規程	補 足 説 明
<p>らない。</p>	<p>価格・買主及び売主あるいは出資金額及び出資者」となると解されている。</p> <p>第三者のための直接移転取引については、いわゆる中間者は犯罪収益移転防止法上、財産の移転先又は移転元となることがあるので、その場合は住所・氏名の記録が必要となる。</p> <p>その場合でも、第三者のための直接移転取引における中間者は登記の依頼者ではないので、犯罪収益移転防止法上は依頼者に当たらず本人確認等の義務規定は及ばないが、契約当事者であること及び登記義務者（あるいは登記手続上の承諾者）に準じたものであることから、司法書士の職責上は本人確認及び記録が必要となる。</p> <p><b>●既に依頼者等の本人確認記録がある場合（第5項）</b></p> <p>本人確認記録は、受託の都度作成することを原則とするが、既存の本人確認記録があれば、同一の依頼者であることを確認できれば、新たな本人確認記録は簡略な記載が認められるが、本人確認済である旨の記録（「面識あり」あるいは、第4条3項の方法により確認したこと等）は必要とされ、最初の本人確認記録との関連が分かるように、検索方法を決めておかなければならない。</p> <p>反復継続する依頼者については、その名簿等を作成し、最初の記録、その後の取引との関連が一覧で把握できるような工夫も必要となろう。</p> <p>新たな依頼を受けた時点で、依頼者等の住所・氏名等に変更がある場合は、住民票・戸籍等で変更の経緯を確認し、確認資料の写しの保存又はその経緯の記録もすべきである。</p> <p>面識あるとは、親族・友人・知人・得意先</p>

依頼者等の本人確認等に関する規程	補 足 説 明
	<p>などをいう。</p> <p>本人確認記録の記載事項に変更があった場合に、従前の記載事項については消除せず、そのまま保存しなければならない。</p> <p>既存の本人確認記録の保存期間が長期になることを避けるには、事務の依頼の都度、最初と同じ本人確認・意思確認、それらの記録を作成すればよい。</p> <p>検索事項は、既存の本人確認記録と取引記録との関連、必要な確認資料の検索に利用するためのものである。</p>
<p>(自然人の本人確認書類)</p> <p><b>第7条</b> 本人確認書類は、次の各号のいずれかとする。ただし、官公庁が発行する証明書で有効期間又は有効期限のある書類にあっては提示を受ける日において有効なもの、その他の書類にあっては発行のときから3か月以内のものに限る。</p> <p>(1) 官公庁の発行する次の公的証明書</p> <p>ア 運転免許証又は運転経歴証明書</p> <p>イ 個人番号カード</p> <p>ウ 住民基本台帳カード(顔写真付)</p> <p>エ 旅券</p> <p>オ 在留カード</p> <p>カ 特別永住者証明書</p> <p>キ その他顔写真付きで氏名、住所、生年月日の記載のある公的証明書</p> <p>(2) 前号以外の官公庁の発行する公的証明書</p> <p>ア 国民健康保険、健康保険若しくは後期高齢者医療保険の被保険者証又は公務員共済組合の組合員証</p> <p>イ 介護保険の被保険者証</p> <p>ウ 国民年金手帳</p> <p>エ 身体障害者手帳</p>	<p><b>【第7条(自然人の本人確認書類)】</b></p> <p>本人確認書類については、顔写真付きの公的証明書を原則とするが、登記事務では、実印を押印した委任状とその印鑑証明書のセットで、本人確認書類とすることが可能である。</p> <p>特定取引以外の業務受託の場合は、司法書士の職責上の判断により、会社の発行する身分証明書、学生証、団体の会員証なども本人確認書類に加えてよい。</p> <p>本人確認情報を作成する場合の本人確認書類は、本条第1項1号の書類なら1点でよいが、第2号の場合は、2点必要であることは言うまでもない。</p> <p>第2項の身分証明書などの本人確認書類において、本人確認の基本確認事項の全部の記載がない場合は、当該本人の自書による住所・氏名・生年月日の記載ある申告書(業務依頼書等)をもって補完することも可能である。</p>

依頼者等の本人確認等に関する規程	補 足 説 明
<p>オ 精神障害者保健福祉手帳 カ 療育手帳 キ 上記の書類に準ずるもので、氏名、住所、生年月日の記載のある公的証明書</p> <p>(3) 依頼者が作成した委任状に押印した印鑑にかかる発行日から3か月以内の印鑑登録証明書</p> <p>2 依頼された事務が、特定取引以外のものである場合は、司法書士の職責に照らし信頼にたる機関が発行した身分証明書その他の身許証明書を本人確認書類とすることができる。</p>	
<p>(受託拒否)</p> <p><b>第8条</b> 依頼者等が、依頼者若しくはその代理人等の本人であることの確認又は依頼の内容若しくは意思の確認に協力しない場合は、それを正当理由として事件受託を拒否することができる。</p>	<p><b>【第8条（受託拒否）】</b></p> <p>司法書士の業務は、委任・委託に基づくものであり、依頼者の本人確認・意思確認がなされて成立するもので、それらの確認ができないならば、委任等が不成立となるので受託はできないのが原則である。しかし、確認できない事項が一部にあっても受託すべきと判断できる場合に、確認できない事項について不明として受託することを否定するものではない。</p> <p>司法書士の業務は司法書士法に規定された業務であり、守秘義務が課せられており、司法書士法の職責及び会則上の義務としての本人確認等は正当行為である。</p>
<p>(記録の適正管理)</p> <p><b>第9条</b> この規程に定める記録の保存に関しては、司法書士法及び個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の規定を遵守し、適正に管理しなければならない。</p>	<p><b>【第9条（記録の適正管理）】</b></p> <p>本人確認等の記録（情報）は、登記事務における依頼者の権利保護、裁判事務における依頼者との利益相反関係の確認資料、その他、依頼者に対する法情報の提供（リーガル・サービス）などに資する有益なものであるが、管理が不十分で情報の流失等があれば、プライバシー侵害につながるものであるため、適正な管理が求められる。</p>

山形県司法書士会 「依頼者等の本人確認等に関する規程」

依頼者等の本人確認等に関する規程	補 足 説 明
	併せて、会員事務所における個人情報の利用目的と個人情報保護方針（プライバシー・ポリシー）の整備を行いその内容を掲載すべきである。
<p>（他の法令等の遵守）</p> <p>第 10 条 犯罪収益移転防止法その他法令の規定が存する場合は、この規程とともに、当該法令の規定を遵守しなければならない。</p>	<p>【第 10 条（他の法令等の遵守）】</p> <p>犯罪収益移転防止法に規定する特定業務については、本人確認方法等に関し同法に規定する要件を必ず満たさなければならない。また、同法に定める本人確認方法では職責に照らして適切でないと認められる場合には、同法に定める確認方法に加えて司法書士の職責に基づいた本人確認を行う必要がある。</p>
<p>（規程の改廃）</p> <p>第 11 条 この規程の改廃は、理事会の決議による。</p>	<p>【第 11 条（規程の改廃）】</p> <p>本人確認については、実務上さまざまな場面においての問題発生が予想される。当面は個別的に問題解決に当たらざるを得ないが、一定の類型ができれば、それに対応した本規程の改正も必要とされる。</p> <p>将来的には、さまざまな実務的課題が解決されれば、それらを整備し、本規程を廃止して、執務規範として総会における規則化を目指すべきであろう。</p>
<p>附 則〔平成 28 年 7 月 8 日理事会承認〕</p> <p>この規程の改正は、平成 28 年 7 月 8 日から効力を生ずる。</p>	